

議 長 日程第1「議案第58号平成30年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会3日目、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議案第58号平成30年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。平成30年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ341万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,883万9,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 それでは説明させていただきます。今回の補正は、低所得者の保険税を公費で補填する国民健康保険基盤安定制度負担金確定したことによります一般会計繰入金の歳入補正、また年度初めの職員の人事異動並びに人事院勧告に伴う職員給与費に係る歳入歳出補正が主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入でございます。款7繰入金、項1、目1一般会計繰入金でございます。節1保険基盤安定繰入金は139万9,000円の増額となります。保険基盤安定繰入金は低所得者の保険税を公費で補填する制度でございます。保険者支援分として国2分の1、県4分の1、町4分の1、保険税軽減分として県4分の3、町4分の1の負担割合となり、一旦一般会計で国費・県費を受け入れ、町負担分を加えて繰り入れたものでございます。節2職員給与費等繰入金でございますが、年度初めの職員の人事異動並びに人事院勧告に伴う人件費増額分の補正となり、一般会計繰入金としましては昨日の一般会計補正予算でお認めいただいた国民健康保険事業特別会計繰出

金と同額、341万1,000円の増額となります。

次のページをお願いいたします。歳出について説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、年度初めの職員の人事異動並びに人事院勧告に伴う人件費の補正によるものでございます。目2団体負担金につきましては、神奈川県国民健康保険団体連合会への負担金となります。これは平成30年度の国保制度改革に伴う国保ラインのシステム改修の費用負担でございます。

款3国民健康保険事業納付金、項1医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費につきましては、保険基盤安定繰入金の増額による財源補正となります。

款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目6国庫支出返納金につきましては、平成29年度国民健康保険特定健康診査、保健指導負担金の実績が確定いたしましたので、41万4,000円を返納するものでございます。

款12、項1、目1予備費につきましては、収支差額71万5,000円を増額するものでございます。

なお、次のページに給与費明細書を掲載しております。後ほど御高覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

2 番 田 代 すいません、昨日の一般会計の続きということで、よろしくお願いいたします。昨日の説明で、県から来ている負担金ですね。保険基盤安定負担金115万8,000円、それに町費分をのせて合計で139万9,000円が今回、国保会計に繰り入れられたと。昨日の説明で、生活弱者に対する7割、5割、2割軽減ですか。それに対する軽減した部分を県、町、そういったものが負担しているということで、先ほどの説明で県が4分の3、町が4分の1というふうな話だったんですけど、全体で、ここでお伺いしたいのは、生活弱者のために全体で軽減している金額、それに対して今、県から入ってくるのが先ほどの一般会計の数字の115万8,000円だと思うんですけども、具体的な、これだけ全体で軽減していると。それに対して負担金として上部からおりて支援される額、町が負担する額、その辺についてお知らせ願いたいと思っております。

参事兼町民課長      ただいまの御質問に回答させていただきます。こちらの国保基盤安定負担金の制度は、先ほど申し上げましたとおり2つに分かれております。7割、5割、2割軽減の基準額といたしましては、軽減される、その税の部分につきましては2,767万5,940円という基準額が出ております。また、非自発的な失業の部分の軽減の部分もこれらに含まれております。細かいところを申し上げますと、保険基盤安定繰入金の保険税基盤安定分といたしましては、低所得者に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の保険税軽減相当額を基準といたしておりますので、それに合わせてあと保険者支援分として別個あるものでございますので、そちらのほうはまた改めて御説明させていただきますたいんですが、こちらのほうも30年度の医療費給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の保険税軽減世帯に属する一般被保険者数に応じた保険税の一定割合相当額を基準として算定した額となります。こちらのほうが先ほど申し上げました2,767万5,040円という形になります。ちなみに、人数の部分で基準のほうを割り出されておりますので、例えば7割軽減を受けている方が510人、5割軽減を受けている方が361人、2割軽減を受けている方が342人、非自発性の方が2名、あと退職分の方とかはちょっと新たに追加になりますけれど、そちらのほうも足し込みますと、この軽減を受ける被保険者数は1,228人となります。こちらの方に対して行われるものでございます。以上でございます。

2 番 田 代      今、軽減される方が7割、5割、2割、もう一つその他ということで、全部で1,228人の方が軽減されると。その額が先ほどの説明で2,767万5,000円、これが基準額というふうなお話あったんですけど、この額が軽減されているという判断でよろしいですかね。

参事兼町民課長      2つの費目があるというお話をさせていただきましたが、合計で国・県全て合わせまして、町の分も合わせまして、5,835万2,220…5,800万余りを一般会計繰入金として繰り入れております。

2 番 田 代      最後の確認なんですけど、1,228人の方に5,800万ほど軽減していると。それに対して国、県、町が負担する額が合計で5,800万だと。そのうち、もう一度国と県がどのくらいになるのでしょうか。お願いします。率で言うと2分の

1、4分の1だと思うんですけど、額で言うと。

参事兼町民課長 国が1,024万円余りです。県が3,350万余りでございます。

2 番 田 代 よくわかりました。ここの補正のただだとちょっとわからないんですが、全体像としてはそういったことで理解いたしました。5,800万のうち国が2分の1…ごめんなさい、5,800万のうち、国、県、町の応分の負担をするとこの合計額と、そういうことでよろしいわけですね。町がこのうち4分の1を見ています。そうですね。そういったことでよくわかりました。ありがとうございます。終わります。

議 長 ほかに。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第58号平成30年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。  
起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。